

龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

平成28年5月6日

告示第106号

(目的)

第1条 この要綱は、龍ヶ崎市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅における地震による安全性の向上を図るために行う耐震改修をする場合に、その費用の一部を補助することにより、木造住宅の安全性の確保及び耐震性の向上を図ることを目的とする。

第2条 補助金の交付に関しては、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 市内に存する住宅で、所有者自らが居住している住宅であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事を着手した木造住宅又は昭和56年5月31日以前の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準で建築した木造住宅であること。
- (3) 木造の在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法で建築した住宅であること。
- (4) 国土交通省監修による財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震改修と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により上部構造評点が1.0未満と診断された住宅であること。
- (5) 地上階数が2以下であること。
- (6) 長屋又は共同住宅の場合は、区分毎の所有者が自ら居住していること。
- (7) 店舗又は事務所等との併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分の床面積が全体の2分の1以上であること。
- (8) 離れ、物置等の附帯建築物でないこと。
- (9) 過去に、この要綱に基づく補助を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、補助対象住宅の所有者とし、申請時に

において、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。この場合において、納税等をする者が所有者と別の場合は、その者と所有者の共有とみなす。

- 2 補助対象住宅が共有の場合は、共有者全員の連名によるものとし、共有者全てが市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。

(補助対象業務)

第5条 補助の対象となる業務は、国土交通省監修による一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震改修と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により上部構造評点が1.0未満と診断された住宅を、改修工事後に上部構造評点を1.0以上とするために必要な工事及び監理業務をいう。

(精密診断、設計及び監理者)

第6条 補助の対象となる精密診断、設計及び監理を行う者は、建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。）に所属する建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士とする。

(工事施工者)

第7条 補助の対象となる工事施工者は、市内に住所を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者）とする。ただし、補助対象住宅の新築又は増改築を行った工事施工者が当該住宅の改修を行う場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、予算の範囲内とする。

(1) 一般世帯 補助対象業務に係る費用に4分の1を乗じた額とし、30万円を上限とする。

(2) 高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成される世帯をいう。） 補助対象業務に係る費用に3分の1を乗じた額とし、40万円を上限

とする。

- 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除額を差し引いた額を交付する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、改修を行う当該年度の10月末までに市長に提出しなければならない。この場合において、補助対象住宅が共有の場合は連名による申請とし、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金交付申請連名書（様式第2号）を添付するものとする。

(1) 補助対象住宅の位置図及び写真

(2) 補助対象住宅の補強設計図書（現況及び改修計画の精密診断表を含む。）

(3) 耐震改修工事費見積書の写し（耐震改修以外の工事を含む場合は、耐震改修部分の工事費用を分けたもの）

（交付の決定及び通知）

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにこれを調査し、及び審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付をしないと決定したときは、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により交付をしない理由を付して申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付を決定する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 耐震改修の内容を変更し、又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 耐震改修が予定の期間内に完了しない場合又は耐震改修の遂行が

困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) 耐震改修を完了後、関係書類を添えて速やかに市長に報告すること。

(4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

（業務内容の変更）

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後に業務の内容を変更する場合は、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金変更交付申請書（様式第5号）に耐震改修に要する費用の見積書又はその写しを添付し、市長に提出し承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該変更内容を審査し、適当であると認めるときは、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（事業の中止）

第13条 交付決定者は、耐震改修を中止しようとするときは、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助事業中止承認書（様式第8号）により通知するものとする。

（遅延等の報告）

第14条 交付決定者は、予定期間内に耐震改修が完了できない場合は、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助事業遅延等報告書（様式第9号）を市長に提出するものとする。ただし、耐震改修工事の完了は、補助金の交付年度の3月10日までとする。

2 市長は、前項の規定により報告書が提出された場合は、その内容を確認し、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助事業遅延等に係る指示書（様式第10号）により指示するものとする。

（耐震改修の実績報告書）

第15条 交付決定者は、耐震改修が終了したときは、速やかに龍ヶ崎市

木造住宅耐震改修費補助事業完了実績報告書（様式第11号）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に報告するものとする。

- (1) 耐震改修工事の契約書の写し
- (2) 耐震改修工事費用の精算内訳書
- (3) 耐震改修費用の領収書又は請求書の写し
- (4) 耐震改修工事の内容が分かる工事状況写真
- (5) 建築確認が必要な改修の場合は、建築確認済証の写し

2 前項の規定による報告は、当該年度の3月10日（その日が龍ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年龍ヶ崎市条例第25号）に定める休日に当たるときは、その日以後の直近の休日でない日）までに行うものとする。

（補助金の交付額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金交付額確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第17条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第13条第2項に規定する承認をしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、龍ヶ崎市木造住宅耐震改修費補助金交付取消通知書（様式第14号）により当該者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を求められた交付決定者は、直ちに当該補助金を返還するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。